

# 令和3年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

令和3年3月1日(月)

午前10時00分 開議

## 1 議事日程

- |     |        |                                   |
|-----|--------|-----------------------------------|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名                        |
| 第 2 |        | 会期の決定                             |
| 第 3 |        | 諸般の報告<br>(町長招集あいさつ)               |
| 第 4 | 承認第 2号 | 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認<br>について |
| 第 5 | 議案第 3号 | 令和2年度永平寺町一般会計補正予算について             |
| 第 6 | 議案第 4号 | 令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算<br>について |
| 第 7 | 議案第 5号 | 令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算に<br>ついて  |
| 第 8 | 議案第 6号 | 令和2年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について         |
| 第 9 | 議案第 7号 | 令和2年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算<br>について |
| 第10 | 議案第 8号 | 令和2年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算につい<br>て    |
| 第11 | 議案第 9号 | 令和2年度永平寺町上水道事業会計補正予算について          |
| 第12 | 議案第10号 | 令和3年度永平寺町一般会計予算について               |
| 第13 | 議案第11号 | 令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算につ<br>いて   |
| 第14 | 議案第12号 | 令和3年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算につい<br>て    |
| 第15 | 議案第13号 | 令和3年度永平寺町介護保険特別会計予算について           |
| 第16 | 議案第14号 | 令和3年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算につ<br>いて   |
| 第17 | 議案第15号 | 令和3年度永平寺町下水道事業特別会計予算について          |

- 第18 議案第16号 令和3年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第19 議案第17号 令和3年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について
- 第20 議案第18号 令和3年度永平寺町上水道事業会計予算について
- 第21 議案第19号 永平寺緑の村四季の森文化館条例を廃止する条例の制定について
- 第22 議案第20号 永平寺町四季の森複合施設条例の制定について
- 第23 議案第21号 永平寺町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の制定について
- 第24 議案第22号 永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第23号 永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例及び永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議案第24号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第27 議案第25号 永平寺町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第26号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第29 議案第27号 永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議案第28号 永平寺町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第31 議案第29号 永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議案第30号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第33 議案第31号 永平寺町新町まちづくり計画（新町建設計画）の変更について
- 第34 議案第32号 勝山・永平寺衛生管理組合規約の一部改正について
- 第35 議案第33号 損害賠償の額を定めることについて

- 第36 議案第34号 損害賠償の額を定めることについて  
第37 議案第35号 損害賠償の額を定めることについて  
第38 議案第36号 永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について  
第39 議案第37号 永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について  
第40 議案第38号 永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について  
第41 議案第39号 永平寺町教育長の任命同意について  
第42 議案第40号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について  
第43 諮問第 1号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について  
第44 諮問第 2号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について  
第45 議員派遣の件

## 2 会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3 出席議員（14名）

- 1番 松川正樹君  
2番 上田誠君  
3番 中村勸太郎君  
4番 金元直栄君  
5番 滝波登喜男君  
6番 齋藤則男君  
7番 江守勲君  
8番 伊藤博夫君  
9番 長岡千恵子君  
10番 川崎直文君  
11番 酒井和美君  
12番 酒井秀和君  
13番 朝井征一郎君  
14番 奥野正司君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	山口真君
教	育	長 室秀典君
消	防	長 朝日光彦君
総	務	課 長 平林竜一君
財	政	課 長 川上昇司君
総	合	政 策 課 長 原武史君
会	計	課 長 酒井宏明君
税	務	課 長 石田常久君
住	民	生 活 課 参 事 川上善照君
福	祉	保 健 課 長 木村勇樹君
子	育	て 支 援 課 長 島田通正君
農	林	課 長 野崎俊也君
商	工	観 光 課 長 森近秀之君
建	設	課 長 家根孝二君
上	下	水 道 課 長 朝日清智君
上	志	比 支 所 長 歸山英孝君
学	校	教 育 課 長 多田和憲君
生	涯	学 習 課 長 清水和仁君

6 会議のために出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	坂下和夫君
書					記	坂ノ上恵美君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（奥野正司君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る2月8日、町長より令和3年第2回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げたところ、各議員におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本議会が開会できますことを、心より厚く御礼申し上げます。

本定例会は、令和3年度当初予算を審議する重要な議会であります。提出された諸議案は、令和3年度予算案及び令和2年度補正予算案のほか、各条例の制定及び改正等、町民生活に関連が深く、かつその内容も多種多様にわたる膨大なものがございます。

議案の内容につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、議会といたしましても町民の福祉増進の見地から十分なる検討を加え、町政運営上に力強く反映すべく努力いたしたいと存じます。したがって、議員各位の綿密周到なご審議により、適正にして妥当な議決に到達いたしますようお願いするものでございます。

暖かくなってまいりましたが、まだ寒い日もあるかと思えます。皆様にはひとしおご自愛を賜りまして、本町議会の審議にご精励くださいますようお願い申し上げ、開会のご挨拶といたします。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

また、議場に入場する方は、マスク着用など新型コロナウイルス感染症予防にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに各課長の出席を求めてあります。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してあります。ご確認のほどをよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより令和3年第2回永平寺町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（奥野正司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、滝波君、6番、齋藤君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、3月1日から3月23日までの23日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日、3月1日から3月23日までの23日間に決定しました。

～日程第3 諸般の報告～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸会合の出席状況報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどをお願いいたします。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告に代えさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長より招集の挨拶並びに所信表明を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第2回永平寺町議会定例会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

朝夕の寒さは厳しいものの、日だまりの暖かさに春の訪れを感じる季節となりました。議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心からお喜び申し上げます。

本定例会のご案内をさせていただきましたところ、ご多忙の中ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は全国的に減少傾向に転じているものの、首都圏では依然として医療体制は逼迫し、厳しい状況が続いております。

現在、国を挙げて新型コロナウイルスワクチン接種に向けた準備が進められており、実務を担う各自治体では、地域の実情に合わせた独自の接種体制に工夫を凝らす動きが出てきています。

本町におきましては、福井市医師会等のご理解とご協力の下、町民の皆様が安心して速やかに接種できる体制整備を進めております。

ご自身の体のことをよく理解されている町内の医療機関などかかりつけ医で接種できる個別接種と、一度に大人数が接種できる町内公共施設での集団接種を併用した方式を計画しており、副町長を総括チームリーダーとする永平寺町新型コロナウイルスワクチン接種対策チームの設置により、福祉保健課を中心に全庁体制で、迅速かつ適切に対応してまいる所存であります。

また、新年度は、総務課内の生活安全室を防災安全課に昇格し、ワクチン接種のサポートやコロナ禍における複雑・多様化するあらゆる状況に対して、関係各課と連携し防災力のさらなる強化を図ることにより、災害に強いまち、安全で安心して暮らせる快適なまちづくりの実現を一層推進してまいります。

そして、コロナ禍における避難所の開設・運営ガイドラインの策定や、現在、福井大学の酒井教授と共に進めている福祉避難所の開設、運営の在り方についても着実に進め、災害に備えてまいります。

また、新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せない中、試練の状況が続いております。このような状況にあっても町民の皆様が安心して住み続けるためには、住民生活への適時適切な支援対策を講じることが大切であります。

そのため、福井県立大学地域経済研究所との共同研究による、町民の皆様の生活実感及び生活実態に関する調査を実施してまいります。生活において抱えている課題や悩み等、幅広い情報を基に、施策の提言に基づく生活支援の推進を図っていきたいと考えております。

町ではこれまで、人口減少と少子・高齢化に伴う社会構造の変化、財政の硬直化、日常生活圏の拡大、地方分権と住民参画、高度情報化社会の到来、住民ニーズの多様化といった課題に対応すべく、平成27年度に永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、住民参画の下、課題の解決と調和の取れた住みたくなるまちの構築に向けて、職員と共に町勢発展のために取り組んでまいりました。

この取組により、令和2年の人口推移の社会増減において、これまで統計を取り始めてから初めて21名のプラスに転じ、施策の効果が現れてきたものと実感しているところであります。

引き続き、第2期永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、第1期の検証を踏まえ、コロナ禍の中、影響を受けている地域経済の底上げや新しい日常への対応を図りながら、人口減少対策と地域経済の活性化など、好循環のまちづくりを強力に推進してまいります。

自動走行につきましては、本日から通常運行を再開し、車内完全無人による本格運行の準備を進めながら、3月25日には、経済産業省をはじめとする関係省庁と連携した約2,000人規模の出発式を予定しております。

国が主催する東京会場と現地出発式をオンラインで結び、全国に向け自動走行永平寺モデルを、そして永平寺町の魅力も含めて発信いたします。

今後も国、県並びに関係者と連携して取り組む所存ですが、実際の利用者や沿線地域の意見をお聞きしながら事業に反映させることで、利用サービスや運用形態のレベル向上に努めてまいります。

昨年10月に有料の本格運行を始めた近助タクシーにつきましては、平均乗車率19.3人と当初見込みの約1.5倍の利用をいただいております、福祉と併せた地域交通の新しいモデルの確立につながっていると感じております。

また、今回、乗客の送迎の合間に郵便局のゆうパックを配達する新たなサービスの実証実験を2月1日から12日まで実施いたしました。

乗客と荷物を一つの車両で運ぶ貨客混載により、時間指定なしの郵便物を個人宅へ配達するという取組は、全国初の試みであります。

期間中における実証で、ドライバーへの負担など様々な課題の洗い出しを行い、日本郵便株式会社と効率性や採算性などについて協議を重ねるとともに、新たなモビリティサービスが、人口減少、少子・高齢化における地域の活性化にどう貢献できるか、また、関係団体と連携を取りながら持続可能なサービスとするためにどう進めていくのか、しっかり検証してまいります。

今年度の確定申告は、コロナ禍の中、窓口の混雑と待ち時間の短縮など3密を避ける対策として、無料通話アプリのLINEを活用した確定申告等の受付順番予約システムを県内の自治体で初めて導入し、2月16日より運用を開始いたしました。

これは、LINE公式アカウント「永平寺町役場」に友だち登録すると予約申請ができるシステムで、順番待ちの人数が分かり、残り5人になった時点でメッセージが送付されるシステムとなっております。

当町を窓口とする申告の受付は3月15日までとさせていただきますが、シス



テムの導入によりスムーズに申告ができるよう、工夫、改善に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、このLINEにつきましては、緊急時、災害時等の情報発信にも有効な手段の一つと捉えております。年末の時点では1,280人の登録でしたが、大雪の際、情報収集の一つの手段として登録された方が増えるなど、現在は1,880人となっております。引き続き、登録数の拡大に向けてPRを行ってまいります。

それでは、令和3年度の施政方針を申し上げます。

まず、総務課について申し上げます。

近年、高齢ドライバーによる交通事故が多発しており、運転免許証の自主返納の重要性が年々高くなっております。

このため、交通安全の観点から、運転に不安を感じるようになった高齢ドライバーの方が自主的に運転免許証を返納しやすい環境を整えるとともに、公共交通機関などを利用して外出する動機づけを行う高齢者運転免許証自主返納支援事業を創設いたします。

対象は70歳以上の方で、運転経歴証明書の交付手数料の補助と、免許返納後の移動手段としてタクシー利用券またはえちぜん鉄道の回数券のいずれか一つを選択していただき、交付いたします。そして、関係機関などとも連携を図りながら、高齢者の安全運転についても相談やアドバイスを行い、高齢者の交通安全対策の支援に努めてまいります。

次に、公共施設の安全管理について申し上げます。

防災の拠点となる施設や避難所、学校施設などの非構造部材である天井について、安全基準を満たしていることを確認するための診断を行うこととしております。

診断は、専門的な知識を有する会計年度任用職員の雇用により現状を確認し、安全性について判断を行います。

防災拠点や避難所としての有効性を再確認することで、安心して使用できる状況を整えていきたいと考えております。

続いて、総合政策課について申し上げます。

まず、企業進出関連について申し上げます。

物流倉庫事業者の福井北インター周辺への進出計画につきましては、現在、県において法手続による関係書類の審査中でございます。

各申請が許可されれば、本年10月の創業予定に向けて関連工事に着手することとなります。

土地利用における規制の厳しいエリアではありますが、このことが契機となり、交通の要衝という潜在力の高い福井北インター周辺への企業進出に弾みがつき、雇用の創出や地域経済の活性化につながることを期待しているところです。

次に、デジタル関連事業について申し上げます。

現在、今春の開業に向け、四季の森文化館をレンタルオフィスやコワーキングスペースなど、複合的な利用ができるよう施設整備を行っているところです。整備後の施設利用については、受付業務や施設管理の一部を委託する等、利用しやすい形態を構築してまいります。

また、コロナ禍において多くの人を集める講演会等の開催が困難な中、デジタルサービス展開の広がりにつなげていくため、令和3年度は一人でも多くの町民の方が自身の手元で町が発信する情報を収集できるよう、町民の方向けのスマホ講座やプログラミング教室等の開催など、裾野を広げる活動を展開してまいります。

次に、人口創出関連事業について申し上げます。

人口増対策としましては、これまでの転入・転居者への支援制度に加え、コロナ禍における都市部から地方移住への関心の高まりに応えられるよう、新たに県外からの移住者に対する支援制度を創出しております。

次の展開として、移住者にとって必要な情報を収集できるポータルサイトの作成、ユーチューブ動画による町の魅力発信など情報発信の多様化を図り、関係人口、交流人口の増加、さらには移住、定住の促進につながるよう計画しているところです。

また、人口の自然増対策として、新婚夫婦に対する経済的支援を行うことで婚姻数の増加を促し、少子化対策の推進にもつなげてまいりたいと考えております。

永平寺町では多くの先進的な取組を行っており、多くの企業や団体、研究機関、専門家の方とのつながりができております。こういった方々と町民の方々とのさらなる交流や、第2期永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組を広く町外に発信し、取組に対して応援いただける企業版ふるさと納税にも力を入れてまいります。

続いて、会計課について申し上げます。

コロナ禍の中、3月22日から、窓口で発行する各種証明書手数料のキャッシ

ユレス決済の運用がスタートいたします。接触機会を軽減し、感染リスクを低減することで、来庁者の皆様の快適性、利便性の向上に努めているところです。

今後も、新しい日常への対応として様々な工夫をしながら、効果的で利便性の高い業務の改善に努めてまいります。

続いて、税務課について申し上げます。

令和3年度の歳入予算の町税収入につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度に比べ約9,000万円の落ち込みを想定しております。

法定普通税の現年課税分の収入率は、令和元年度が99.5%で県内4位、国民健康保険税につきましても97.4%で県内5位であり、前年度と同様の水準であります。新年度においても同等の水準を確保できるよう努めてまいります。

収入が減少することにより、納税が厳しくなる住民や法人の増加が見込まれる中、特に町税の基幹税である個人町民税や固定資産税につきましては、正確、公平な課税に努めていくことで納税者との信頼関係の向上に傾注してまいります。

一方、滞納整理につきましては、債権管理室において、税債権とともに他課が所管する税外債権を一括管理することで、債権管理条例第19条を念頭に置き、納税者の生活現状を把握した上での無理のない徴収、弁護士やファイナンシャルプランナーを交えた生活再建へのアドバイス等を行うことで滞納税額の圧縮に努め、コロナ禍の中、より厚みと温かみを持った対応に心がけてまいります。

新型コロナウイルス感染対策では、3密対策と納税者の確定申告の順番待ちの時間の有効利用が図れるよう、本庁税務課で導入した受付順番予約システムを永平寺、上志比の両支所にも導入してまいります。

続いて、住民生活課について申し上げます。

まず、マイナンバーカードの取得推進について申し上げます。

令和3年2月14日時点で申請件数が5,757人、申請率は31.2%となっております。令和2年度においては、11月から休日窓口を開設し利便性の向上に努めてきたこともあり、申請件数が2,643人、率にして14.3%と大幅に増加しております。

マイナンバーカードの取得により行政手続の効率化が図られる観点から、今後も引き続きマイナンバーカード取得推進における環境整備に努めてまいります。

次に、勝山・永平寺衛生管理組合で共同処理している、し尿処理について申し上げます。

し尿処理を勝山市と永平寺町が共同処理する施設を勝山市が新たに整備する下

水道終末処理場につきましては、令和8年度の供用開始に向けて整備を進めてまいります。

処理施設の整備は、町民の皆様の生活環境維持と健全な水環境を保全する上において極めて重要なものですので、今後とも、勝山市と十分協議しながら進めてまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

国民健康保険事業の健全な運営を図ることを目的に、これまで2年ごとに税率の見直しを行ってまいりました。

令和3年度に向けて、永平寺町国民健康保険運営協議会からの答申を踏まえ、税率の見直しの検討を行い、一部所得割と資産割の配分については変更させていただき、全体の税率としては据置きしたいと考えております。

県との協議では、永平寺町は健全な事業運営をしているとの評価を得ており、今後もこの水準を維持してまいりたいと考えております。

国民健康保険税の税率につきましても、令和8年度に賦課方式を4方式から3方式に県下全市町が変更することとなっており、永平寺町においても資産割をゼロにするために緩やかな見直しをしていくよう、永平寺町国民健康保険運営協議会から答申を受けております。

また、県においては、令和3年度より県下税率の統一に向けて検討することとしており、その動向も見据えながら国民健康保険事業の健全な運営に努めてまいります。

続いて、福祉保健課について申し上げます。

これまで、高齢者が住み慣れた地域で安心して最期まで生活を続けることができるように、地域包括ケアシステムの構築を進めてまいりました。

その中で、昨年6月に地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が成立しました。この法律は、高齢者だけでなく、子ども、障がい者など全ての人々が地域の中で支え合いながら、自分らしく生活を送ることができる社会の実現を目的としています。

このような地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステムの充実に取り組んでいくとともに、高齢者の増加に沿った地域包括ケアを進化させ、きめ細やかなサービスの提供に努めてまいります。

平成12年に創設された介護保険制度は22年目を迎え、今後さらに進む超高齢化や介護ニーズの増加に対応できる持続可能で生活を支えられる制度でなけれ

ばなりません。

在宅ケアの環境向上を目指し整備した町立在宅訪問診療所は3年目を迎えます。訪問診療体制は、医療スタッフの丁寧な対応や介護事業との連携により、着実に制度の浸透が図られています。在宅医療を選択された患者さんやご家族からは、「安心して生活ができるようになった」などの感謝のお言葉をいただいております。

本年は、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の初年度になります。これまでの高齢者福祉の取組を継続しながら、令和7年度、令和22年度を見据えたサービスの整備、認知症施策の拡充、災害や感染症に係る体制整備を踏まえ、取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染拡大を防止し、生命及び健康を守る取組を推進していく必要があります、その手段の一つとして新型コロナウイルスワクチン接種があります。まずは、高齢者の優先接種が円滑に、できるだけ早く接種していただけるよう準備をしてまいります。

これからも、町民の皆様が、住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるまちの実現を目指し、福祉施策に取り組んでまいります。

続いて、子育て支援課について申し上げます。

子どもを取り巻く環境が大きく変化していく中で、これから成人となり社会を担っていく子どもたちの次へのステップとなる子育て支援を積極的に進めてまいります。

まず、新設する私立の幼保連携型認定こども園や園施設の環境整備について申し上げます。

2月6日に認定こども園設置運営事業者選定委員会を開催し、プロポーザル方式により事業者から提案を受け、8名の委員により審査いただき、社会福祉法人あすなる会に決定をさせていただきました。

これから町と事業者は、子どもの成長への支援という縦の糸を地域の方、保護者、ご家庭の横の糸でしっかりと織りなし、公立、私立園とらわれず、相互理解の下、信頼関係を築き、令和5年4月の開園に向け事業を進めてまいります。

松岡東幼児園のリフレッシュ工事については、令和4年4月から松岡東幼児園にてゼロ歳児の受入れを開始いたしますので、受入れに当たりゼロ歳児保育室等の増築及び園のリフレッシュ工事に取り組んでまいります。あわせて、送迎用駐車場の整備も新年度早々に取りかかり、多目的に活用できるよう前倒しにて対応

してまいります。

次に、子育て世代家庭への支援について申し上げます。

昨年10月から、子ども医療費助成となる医療費無料化について、中学校卒業までを高校卒業までに拡充しておりますが、引き続き、子育て世代家庭の経済的負担軽減に取り組んでまいります。

また、近年、企業等の働き方改革に伴いワーク・ライフ・バランスが見直され、女性活躍の推進など、子育てと仕事が両立できるよう働きやすい環境が求められています。

放課後児童クラブの登録者は400名を超えており、年々利用希望者が増えております。中でも志比南放課後児童クラブの環境整備といたしまして、志比南小学校ランチルームの一部を児童クラブに改修し、10月からの運用を目指してまいります。放課後等の適切な遊び、生活の場として、小学校と連携を図り、町全体の取組として推進してまいります。

子育ての悩み等は、家庭、親子の気軽な相談の場となる児童館や子育て支援センターでのイベント内容を充実させ、仕事と子育ての両立に向けた施策を進めてまいります。

さらに、困ったときの相談や病気の際の育児支援など、ご家庭の様々なニーズにも対応してまいります。

子どもたちは、次代を担う主人公です。町の明るい未来には、子どもたちがすくすく成長することが必要です。そのために、安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、永平寺町に住みたいと思える事業を展開してまいります。

次に、農林課について申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により一部農作物の出荷が停滞いたしました。県下1JA化で母体が強化されたことから、主な農産物の大きな損害は回避できたと聞いております。

しかしながら、収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症は、今後どのように農業生産に影響を及ぼすか予断を許さない状態にあります。

そこで、令和3年度の米生産対策といたしまして、米生産数量目安達成補助金を創設し、過剰米による米価下落を防いでまいりたいと考えております。また、小麦やソバ、地域振興作物等の作付補助金を充実し、台風や長雨等の気候変動の影響による収入減に対しても安定した支援を行ってまいります。

新たな営農支援といたしましては、本町全体の約87%の方が小規模農家とし

て頑張っておられる実態がございます。このような方々が継続して水稻生産が行えるよう小規模農家営農継続支援事業補助金を創設し、大規模農家に集積、集約できない営農条件の不利な地域においても、農地の保全や遊休農地化の未然防止、多様な担い手の確保など、総合的な支援に努めてまいります。

農業基盤整備につきましては、県営中山間地域総合整備事業を活用して事業計画の変更を基に事業年度の延長並びに事業拡大を実施し、町内の主要となる用排水路等の整備に努めてまいります。

森林整備につきましては、森林環境譲与税を活用して、森林所有者に対し森林の経営や管理に関する意向調査を実施するとともに、森林所有者と民間事業者との連携を構築し、森林整備の促進につなげてまいります。

地滑り防止対策としては、令和3年度においても山地災害防止調査業務を継続し、調査結果を基に地滑りの規模や特性を把握した上で、国の地すべり防止区域指定と事業化に向けた取組を進めてまいります。

次に、商工観光課について申し上げます。

昨年から続く新型コロナウイルス感染拡大に伴い、人、ものの動きが停滞し、町内消費や売上高の減少が続いております。令和3年度においてもコロナ対策事業を継続しつつ、商工業者の高齢化や後継者不足等、課題への対応、また北陸新幹線開業による観光需要に備えた取り組みを進めてまいります。

コロナ対策事業として、スタンプラリー事業を3月1日から6月末まで実施いたします。この事業は、年度をまたいで切れ目のない町内消費の促進と町民の皆様への生活支援、さらには町内事業者と町民の方々の新しい消費の輪が広がる事業とするものです。

町内事業者の皆様への資金繰りにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策利子補給金事業による利子補給を実施いたします。県経営安定資金、日本政策金融公庫制度融資など、県下市町でもトップクラスの対象範囲で令和7年度まで幅広い利子補給を行い、事業継続を支援してまいります。

続いて、町内における商工業者の高齢化や後継者不足の課題につきましては、昨年度から引き続き、永平寺町スタートアップ創業支援事業に取り組んでまいります。空き家改修費用、家賃補助、創業支援セミナーや相談会を行うことで、厳しい環境下で創業する事業者をしっかりと支援させていただきます。

また現在、福井県立大学地域経済研究所と共同で永平寺町産業構造実態調査を実施しております。このアンケート調査を基に、地域金融機関、その他町内関係

団体とも連携し、事業者が抱える様々な経営課題を明らかにし、産業政策の方向性を検討してまいります。

道の駅事業におきましては、地域住民や道路利用者への地域情報の発信等をさらに推進し、今後の北陸新幹線開業に向けた観光誘客の準備として、隣接地に敷地を拡張し、休憩スペースと駐車場の拡幅工事を行います。

続いて、観光施策事業について申し上げます。

コロナの影響で世界中の人々の動きが止まり、全国各地の観光地でも大打撃となっております。コロナ収束後に向け、観光形態や情報発信の変化、さらには北陸新幹線開業を見据えて観光需要の取り込みを行うため、町の魅力の情報発信や観光地の環境整備を実施してまいります。

観光パンフレットとデザインを統一した観光ホームページや観光看板を新たに整備いたします。観光ホームページにつきましては、観光物産協会と連携し、観光地の情報だけではなく新鮮な話題や地域産品の情報などを発信するしくみをつくってまいります。また、福井県もZENをテーマに観光発信することから、しっかりと連携を取ってまいります。

永平寺町ブランド推進事業につきましては、今年度から研修を受けた専門販売員が、商品のストーリー性や町の歴史、文化を伝えながら販売を行う体制を構築し、SHOJIN協議会やブランド戦略推進委員会、商工会、観光物産協会と連携して取り組んでまいります。

続いて、建設課について申し上げます。

まず、除雪事業について申し上げます。

今年の1月7日から降り始めた雪は、ゲリラ的な集中降雪により平成30年の豪雪に匹敵する大雪となりました。除雪作業が追いつかず除排雪の遅れなど、町民の皆様には多大なるご迷惑をおかけいたしました。今年の大雪を教訓に、町の対策本部に派遣される国、県からのリエゾンを最大限活用し連携を深め、新年度に向けては抜本的な除雪路線の見直しや除雪機械の増強を行い、さらなる除雪体制の強化を図ってまいります。

次に、道路維持補修事業について申し上げます。

近年、二度の大雪による修繕、今後、ますます老朽化していく道路施設に対して、アスファルト舗装の打ち替え工事やガードレールなど、道路構造物の補修工事を計画的に行っていくとともに、職員による自転車を利用した道路パトロールを行い、異常箇所の早期発見、早期補修の予防保全を実施し、安全で安心な道路



環境づくりに努めてまいります。また、今年度は通学路を中心に道路区画線の補修を行いました。新年度は踏切前後における停止線の設置など、注意喚起のための路面標示を行い、踏切内での事故防止に努めてまいります。

次に、空き家対策事業について申し上げます。

昨年策定いたしました空家等対策計画に基づき、空き家所有者への適正な維持管理を促すとともに、空き家に関する無料相談会の開催や空き家バンクへの登録を積極的に推進し、家財処分に係るものなど新たな支援を行ってまいります。

また、宅建協会や不動産協会、町内金融機関との定期的な会合を開き、空き家に関する情報共有を図りながら、総合的な空き家対策を推進してまいります。

次に、町営住宅改修事業について申し上げます。

町営住宅の改修につきましては、公営住宅の長寿命化計画に基づき、新年度より越坂団地から順次、外壁塗装及びベランダの防水工事など、長寿命化型改善を行ってまいります。

またあわせて、住戸内の段差解消など入居者の高齢化に対応するための福祉対応型改善を行い、高齢化社会に適応した住環境整備に努めてまいります。

次に、上下水道課について申し上げます。

下水道事業につきましては、永平寺中央浄化センターの汚水処理設備更新が現在の処理工程を継続しつつ更新可能との判断の下、令和2年度に策定しましたストックマネジメント修繕改築計画に基づき、今後、本格的な設備改修の実施を予定しています。

令和3年度の事業内容といたしましては、今後5年間で実施する更新工事のうち、令和4年度及び令和5年度に実施予定の中央監視設備や反応タンク等における機械・電気設備更新の詳細設計を行ってまいります。

また、近年、下水道に流入する不明水量が増加しつつありますので、特にその傾向が顕著な志比地区を対象に下水道本管のカメラ調査を実施いたしまして、現状の把握に努めてまいります。その上で、後年度において老朽化が著しいとみられる下水道本管の補修を行う不明水流入対策を実施してまいります。なお、今申し上げました2つの事業につきましては、国庫補助金を活用することで本町の負担軽減も併せて図ってまいります。

また、国が推進しております公営企業法適用化に向け、本町の下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計においても移行準備に取りかかっています。令和3年度におきましては、まず固定資産台帳の整備を進め、現在保有する

資産価値や減価償却額等の経営に不可欠な情報の収集に努めてまいります。この法適用化に係る事業期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間を予定しております。

農業集落排水事業につきましては、令和2年度末に松岡吉野地区を公共下水道事業に統合いたしましたので、令和3年度からは上志比地区のみを対象とした事業となります。

中央・東部処理場における汚泥乾燥設備を分解整備するほか、各処理場におけるポンプ類の更新等を行い、これまで以上に安定した事業運営に努めてまいります。

上水道事業につきましては、平成30年度から実施してまいりました漏水調査の最終年度としております。対策前には、有収率73.2%でしたが、現在はこれまでの調査の結果、令和2年度におきましては有収率82.1%と改善しているところでございます。令和3年度におきましては、雪の影響も含めて有収率の落ち込みが見られる地区を対象として細かな漏水であっても漏水箇所を特定し、修繕してまいります。

また、栃原地係において取水井戸を新しく掘り進める準備をいたします。

これまで東部配水区は一つの井戸によって取水を行っており、ポンプの故障または水質の悪化等が発生した場合、安定した給水に支障を来すおそれがございます。そういった事態を防ぐためにも、令和3年度に新たな水源調査のための試掘を行い、安定した水量、水質の水脈が確認できましたら、令和4年度以降に井戸を整備いたしまして、これまで以上に水道の安定供給に努めてまいります。

次に、永平寺支所、上志比支所について申し上げます。

整備を進めてまいりました上志比支所につきましては、12月7日から新庁舎での業務を開始しております。

これを機会にさらなる住民サービス向上を図り、利便性の高い支所機能を継続するとともに、地域の新たな交流拠点として地域づくりに生かされることを目指してまいります。

また、各支所は、各種届出から税、公共料金等の収納業務のほか、地域の災害対策の拠点として位置づけており、1月の大雪の際には永平寺地区、上志比地区の指揮本部を設置し、本庁と連携しながら情報共有を行い機能を発揮いたしました。課題も見えてまいりました。今後も各地区の中核として、本庁と連携を密にしなが課題の解決に取り組んでまいります。

続いて、学校教育課について申し上げます。

令和元年度から継続しております学校の在り方検討につきましては、年内に答申をいただくこととなっております。

現在は、児童生徒や保護者、地域住民などにご回答いただいたアンケートの集計・分析作業を行っているところでございます。この貴重なご意見及び各団体から選出された検討委員会の皆様による議論の結果によって、教育的視点から見た望ましい教育環境の将来像をお示しいただき、その後の検討に入ってまいりたいと考えております。

学校施設整備では、長期計画による大型事業として、松岡中学校のグラウンド北側半面の改修及び永平寺中学校内部の改修を実施いたします。長期計画事業以外では、老朽化が進む学校施設の修繕、改修を効率的に行うため、今年度も各学校からの要望箇所の現場立会いを行い、優先度を決める調整会議を行った上で当初予算に計上しております。

要望以外にも、天井つり金具の状況調査や特別教室のエアコン設置など、安全で快適な学校生活を提供するため、今後も優先度の高いものから効率的な施設整備を行ってまいります。

GIGAスクール関係につきましては、昨年10月に導入した977台分のタブレットに係る通信料や保守料に約2,500万円を計上しております。また、GIGAスクールサポーター1名を配置し、通信環境全体から端末まで、幅広い知見から支援をいただく体制を構築してまいります。

残る643台の端末導入につきましては、全国的な製品不足により予算を繰越しさせていただきますが、これに係るランニングコストにつきましては、端末納品時期をにらみながら、今後、補正予算に計上させていただく予定をしております。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策につきましては、卒業式、入学式などの式典、体育祭や修学旅行といった行事など、引き続き感染拡大防止を念頭に置き、関係者と連携しながら学校運営をサポートしてまいります。

そのほか、気がかりな児童生徒に対する教育の強化のために学校教育支援員を4名、食物アレルギー対応などのために調理員2名を増員し、永平寺町ならではのきめ細かい教育を推進してまいります。

次に、生涯学習課について申し上げます。

地域づくりの推進につきましては、地区振興会の未設置地区に対する設立への

呼びかけや支援を強化することとしており、専門家による講習会の実施や地区への講師派遣などを行ってまいります。

わがまち夢プラン育成支援事業等も含め、住民の自主的、自発的な取組を支援させていただき、活力あるまちづくりを進めてまいります。

先日、上志比地域振興センターの改修工事が終了し、改めて公民館機能のみの施設として再スタートを切りました。上志比地区の住民活動及び社会教育活動の拠点施設として、今まで以上に利活用されていくことを期待しているところです。

また、現在のコロナ禍の中、3密を避ける対策により人と人との交流が閉ざされてしまい、様々な活動が中止や自粛を余儀なくされました。しかし、このような状況でも、いかなるときも社会教育を止めないという考えを強く持ちながら、万全の感染防止対策はもちろんのこと、リモートやインターネット、動画等の新しい技術を生かした提案をさせていただき、社会教育、社会体育をはじめ、町民の皆様の積極的な活動を応援してまいります。

男女共同参画事業につきましては、平成29年に改定いたしました第2次えいへいじ男女共同参画計画が最終年度を迎えます。昨今、男女共同参画に関する関心は大変高まっており、男女共同参画推進員の皆様のお知恵をお借りしながら、時代に即した計画策定を進めてまいります。

文化財に関する事業については、今年度よりお願いしています文化財調査員により資料の整理とデータ化を着実に進めています。新年度についても、文化財の展示や文化財講座等の学習活動も積極的に行いながら、郷土の歴史等の理解を深めていただけるよう進めてまいります。

続いて、消防部局について申し上げます。

令和2年、1年間の救急件数は539件で、前年と比較しますと115件の減となりました。これは、コロナ禍における軽症者の救急要請が減少したものと考えられます。

しかしその反面、119番受信時の新型コロナウイルス関係の症状聴取や出場隊員の感染防止対策、救急車の出場後の徹底した消毒などの作業量が増え、隊員の感染リスクや精神的なストレスも増えております。このようなコロナ禍でも、もしもの時の応急手当て法や心肺蘇生法の救急講習会は必要であり、今まで複数の受講者で使用していた講習会用資機材を、来年度は会場に応じて受講人数を制限し、1人が1つの資機材で救急講習を開催できるよう考えております。

また、今回の新型コロナウイルスワクチン接種に対しましては、アナフィラキ

シーショック等の対応について対策チームの中で情報を共有しながら連携を取ってまいります。

次に、一昨年6月に発生した大規模工場火災を受け、計画的に対象物の査察や避難訓練の実施を指導し、減少を図ってまいります。特に、昨年は往復はがきによる消防用設備等点検結果報告書未提出の事業所等への指導を行ったことにより、報告書提出率が上昇いたしました。新年度も往復はがきによる指導を継続し、二度と痛ましい火災事故が発生しないように取り組んでまいります。

次に、消防団体制につきまして、今年度、上志比地区の東分団、西分団の両分団車庫を統合した消防団施設として上志比支所北側に新築するための実施設計を行いました。新年度は消防団車両4台、災害時の給水車1台及び団員詰所が一体となった車庫の建設工事に入り、上志比支所周辺の防災拠点の整備を行ってまいります。

また、国や県が推進している大規模災害時の機能別団員の増員につきましては、1月にまちの減災ナースを7名新たに任用し、大規模災害時の避難所等で健康管理を保健師と協働することにより、災害関連死の防止に努めてまいります。

また、大規模災害発生早期時には、消防職員、消防団基本団員や役場職員では対応できないことが予想されることから、地域の自主防災組織が持つ防災力を少しでも生かし、災害に備えるために、新年度より消防団員の条例定数を改正し、自主防災組織リーダーの皆様を大規模災害時活動支援員として機能別団員に位置づけ、大規模災害に備えてまいります。

リーダーの皆様には消防団員の身分を有することにより、活動時の公務災害補償を受けることができ、より安心して防災活動に従事していただけると考えております。

今後も、防災力の向上を進め、毎年全国各地で発生する自然災害に備え、自助、近助、共助、公助が円滑に機能するよう、相互に連携しながら取り組んでまいります。

以上、申し上げてまいりました主要施策を遂行するため、本定例会にご提案いたします議案等についてご説明を申し上げます。

まず、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、その概要をご説明いたします。

今回の補正では、新型コロナウイルスワクチン接種を行うための医薬材料費やコールセンター設置等に係る費用1,119万5,000円、1月の豪雪に対す

る除雪委託料2億500万円、合わせて2億1,347万7,000円を専決させていただきます。財源につきましては、国庫補助金の新型コロナウイルス接種体制確保事業補助金、財政調整基金を計上いたしております。

次に、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の主なものについて、その概要をご説明いたします。

歳出では、ふるさと納税運營業務委託料181万円の増額、財政調整基金積立金に1億1,120万円、永平寺町住まいる定住応援事業補助金500万円の増額、マイナンバーカード関連事業負担金646万6,000円の増額、国民健康保険特別会計への繰出金491万円の増額、介護給付費、訓練等給付費など扶助費550万円の増額、松岡東幼児園リフレッシュ工事等に1億5,250万円を増額し、町立在宅訪問診療所特別会計繰出金1,125万3,000円の増額、有害鳥獣駆除の実績見込みによる報償の減額600万円、中山間地域総合整備事業負担金1,663万7,000円の増額、事業継続応援給付金1,950万円の減額、木造住宅耐震化等改修促進事業補助金など事業精算見込による減額797万7,000円、下水道事業特別会計繰出金433万円の増額、消防費ではコロナ禍で消防学校等教育入校などを取りやめたことによる負担金248万円の減額、小学校費のタブレット端末購入費の不用額650万円の減額、同じく中学校費でもタブレット端末購入費の不用額300万円の減額を計上しました。

また、令和3年度会計へ繰越しするための繰越明許費の設定などを併せて補正いたしました。

歳入では、令和2年度算定により額が確定した普通交付税を3億3,000万円増額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を3億3,690万8,000円増額、すこやか子育て支援基金繰入金を1億5,000万増額、合併特例債、減収補填債の増額、一方で、各種事業の執行状況により余剰となった予算における財源も今回減額し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を各種事業に振り分けによる財源組替えなど、これら増減要因を踏まえた上で財政調整基金繰入金を減額し、調整しております。

また、特別会計では、国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして国保事業の適正運営を図るため財政調整基金積立金の計上や財源組替えを行い、後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては財源組替えを、介護保険特別会計補正予算につきましてはサービスの利用量及び対象者の増による居宅介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費等の増額分等を増額、後年度に備えて介護給付

費準備基金積立金等を、町立在宅訪問診療所特別会計補正予算につきましては診療報酬等の減に伴う一般会計繰入金等の増額を、下水道事業特別会計につきましては下水処理量の増加に伴う下水処理委託料を増額しております。

上水道事業会計につきましては、収益的収入においては長期前受金戻入を3,521万9,000円減額し、収益的支出においては減価償却費182万2,000円の増額をそれぞれ計上しております。

次に、令和3年度当初予算の概要について申し上げます。

昨年来の新型コロナウイルス感染拡大はパンデミックとなり、世界的な景気低迷やマイナス経済成長を引き起こし、人々の生活に大きな変化をもたらしました。

本町におきましても、町民生活や地場産業に大きな影響を及ぼしております。

このような中、何よりも町民の皆様の生命と生活を守り抜くという強い信念の下、時期を逸することのない効果的な施策に取り組んでいくためにも、効果的で安定した財政運営がこれまで以上に求められております。

令和3年度当初予算編成につきましては、第2次永平寺町総合振興計画及び第2期永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた重点施策の着実な推進を図るとともに、限られた財源の中で最大の行政効果を生み出すような編成を行い、老朽化する各種施設、設備等を改修あるいは更新していくなど、将来にわたって必要となる資産の保全にも努めております。

また、効率的な行政運営を推進するため、毎年度実施している事務事業評価の結果や議会からいただきました令和2年度事務事業の議会評価意見書等も踏まえ、合理的な予算編成といたした次第でございます。

令和3年度当初予算編成に際し、新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見通せず、税収の落ち込みが予想され、個人町民税、法人町民税、固定資産税など約9,000万円の減収見込みとなりました。

経常経費の削減に努めるとともに、町民や各種団体の皆様にもご理解とご協力をいただきながら、事業費の縮小や経費削減をお願いいたしましたが、扶助費の増額、補助費等の増額も見込まれ、昨年度とは4,000万円増の2億9,000万円を財政調整基金から取崩し、一方では合併特例債の発行を約4,100万円減の3億500万円とし、厳しい中でも将来を見据えた予算編成といたしました。

しかしながら、2月専決補正及び3月補正予算と合わせて、新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組むとともに、安心・安全な生活に向けた国土強靱化施

策や今年1月の豪雪の知見を生かした雪害への対応、教育、子育て環境の充実に努めるなど、町民の皆様の生活をしっかりと守るといっためり張りのある予算編成を行い、その結果、19件の新規事業や13件の拡充事業、25件の大型継続事業に重点配分したところであり、本町の一般会計の当初予算の総額は、前年度に比べ1億2,052万1,000円、率にして1.4%増となる84億6,075万3,000円となりました。

特に今回の予算では、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種などの対策をはじめ、事業再構築への支援、次世代への継承、町内経済の下支えなどの施策、教育、子育て等の支援を盛り込み、SDGsの理念を意識した予算編成を行っております。

特別会計におきましては、国民健康保険事業特別会計において、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費の増額により前年度に比べ5,034万4,000円の増、介護保険特別会計において令和3年度に新しい計画期間となるため保険料の改定を行いました。

介護給付費においては、高齢化の進行に伴い増額を見込み1億2,413万2,000円の増などを計上し、特別会計の予算総額は49億9,059万3,000円、前年度に比べて1億6,365万6,000円の増額、率にして3.4%の増となりました。

上水道事業会計では、起債償還が進んだこと等による減により収益的支出が3億781万6,000円、資本的支出が1億6,846万9,000円となった次第であります。

令和2年度末の基金残高につきましては、財政調整基金は18億4,600万9,000円の確保見込みとなり、不測の財政需要にも備えることができると考えております。

町債残高見込額は、令和3年度末で86億7,187万6,000円となる見込みであり、令和2年度末より3億3,163万9,000円減の見込みです。新規の起債発行額を起債元金償還額以下に抑制し、今後も引き続き町債の計画的な償還に努めてまいります。

なお、臨時財政対策債の残高は、34億5,195万4,000円ですが、交付税の振り替えであるため後年度に100%普通交付税で交付されます。また、合併特例債48億4,451万2,000円については、発行額の70%が後年度に普通交付税で交付されるもので、本町の実質的な持ち出しは30%で



あり、今後とも優良な起債の発行に努めてまいります。

今、地方自治体が求められているのは持続可能な安定した自治体経営であり、地域社会の構築です。

本町は、町民との協働のまちづくりや学生などの若い人たちとの交流、自動走行実証実験やI o T推進ラボなど先端技術のまち、さらには大本山永平寺をはじめとする歴史や伝統文化、自然などを生かしたまちづくりが全国から注目されています。

禅、SHO J I Nや自動走行をはじめとするM a a S、I o Tなどのデジタル技術を活用した取組を国内外に積極的に発信することで地域全体のブランド力が向上し、新たな価値を創造する原動力が生み出され、町民のふるさとへの誇りと自信が一層高まることが期待されています。

SDG sの理念を踏まえ、民間企業をはじめ国内外の様々な人々をパートナーとし、経済、社会環境の三側面から好循環を創出できるように努め、永平寺町に関係する人、皆さんがさらに飛躍につながるような予算とさせていただいた次第であります。

そのほか、永平寺町四季の森複合施設条例の制定以下11件、永平寺町新町まちづくり計画の変更について、勝山・永平寺衛生管理組合規約の一部改正について、損害賠償の額を定めることについて、永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意、永平寺町教育長の任命同意、永平寺町教育委員会委員の任命同意、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦の案件につきましても、上程の都度、詳細にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年度は、新型コロナウイルスとの戦いに打ち勝ち、感染拡大が収束し、希望に満ちた明るい将来に向かって社会経済活動が向上して行く年となることを願うとともに、急速に変化する社会において求められるニーズに柔軟に対応し、子どもから高齢者まで全ての世代が地域の主役となり、感動がめぐり、元気で笑顔の絶えないまちづくりのため、全身全霊で町政運営に邁進してまいりますので、皆様のご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げます。

結びに、本定例会の開会に当たり所信の一端を申し上げましたが、議員各位におかれましては、さらなる町勢発展に向けて一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

～日程第4 承認第2号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第4、承認第2号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第2号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業を早急に行うため、この事業に要するシステム改修やコールセンター業務委託等に係る費用及び1月の豪雪に対する除雪委託料を速やかに支払うための費用を計上させていただいたものでございます。

なお、この承認第2号は、2月4日に専決処分とさせていただいたものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 承認第2号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、補足説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、令和3年2月4日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、報告並びに承認をお願いするものでございます。

議案書の4ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,347万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ113億1,115万8,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、5ページから6ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款2総務費、目5企画費の財源組替271万8,000円及び款4衛生費、目2予防費847万7,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種を行うための医薬材料費やコールセンター設置等に係る費用でございます。

下段の款8土木費、目2道路橋梁維持費2億500万円につきましては、1月の豪雪に対する除雪委託料で、これらにつきましてはいずれも早急に対応するために2月4日付で専決させていただいたものでございます。

財源につきましては、9ページのとおり、国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金及び財政調整基金を計上しております。

以上、承認第2号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

上田議員。

○2番（上田 誠君） ちょっと質問させていただきます。

ここにありますコールセンター業務委託ですが、これは当町だけじゃなくて、県下一円の関係もあるんじゃないかと思うんですが、どういう形での委託、または当町がそれについて各住民からいろんなセンターへ問合せがあると思うんですが、そこら辺りとの関係はどういうふうになっているのか。どういうふうな委託内容なのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） コールセンターの委託は、業者さんを通じての委託になります。それと、コールセンターの人、それから予約受付に係るシステム、こちらの運用も同時に委託する予定です。

計画としましては、3月中旬からセンターは運営するという予定でございますが、いずれにしてもワクチンの導入が若干遅れぎみでありますので、前半につきましてはワクチン接種に当たっての不安なことなどを対応していきたい。今後のスケジュールなどについて問合せがあった場合には、対応していきたい。専門的な内容につきましては、県のコールセンターを活用していただくということを見込んでいます。

予約の受付については、4月入ってから開始したいなということを思っています。

す。あまりに早期に予約受付しても、ワクチンの導入が見通せない中では空振り  
に終わってしまう可能性もありますので、その辺は適切に見越していきたいと思  
っています。

それと、県下一斉にシステムがということをおっしゃってありました。コール  
センターなんかもおっしゃっておっしゃったけれども、県は県の先ほど申し上げ  
たとおり専門的な見地を回答するコールセンター。あと、自治体は各自治体にお  
いてコールセンターは予約も含めた形で運営していくということを計画されてい  
るところがほとんどだと思います。

以上です。

○議長（奥野正司君） 2番、上田議員。

○2番（上田 誠君） そうしますと、当町のある一定の場所を確保しながらこれを  
やるというのか、ある面ではコールセンターの委託業務のところの場所に行くの  
か、そこら辺りの対応はどうなるんでしょう。

例えば今、当センターの中、庁舎内にそういう部署を設けて、例えば仮に3階  
の会議室のところに設けるであるとか、何かそういうふうな形でのコールセンタ  
ー業務委託があると思うんですが、どういうふうな、例えば常駐委託になるのか、  
そこら辺りも含めてちょっとお聞かせできませんか。

それから、今ほどの一斉に県の専門的なものについては、入ってきたやつを再  
度それを振るのか、そういうふうな形での運用のところも若干分かったらお聞か  
せいただければと思うんですが。まだ正式に、まだ開設されてない状況もあるか  
と思うんですが、何かそういう辺りが分かったらお知らせいただければと思いま  
す。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 永平寺町のコールセンターは松岡福祉総合センタ  
ーで開設する予定です。2階の円卓会議室を一部、システム関係を導入して、そこ  
で3名体制で当面は賄っていくということです。

県のコールセンターからの情報は当然ある程度は入ってくるものと思ってお  
りますが、現状ではまだ連携体制という形では確認はいたしておりません。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 土木費の除雪委託料についてちょっとお伺いいたします。

2億500万、これの積算根拠ですか、一応業者に払われるんだと思うんです

けど、委託された業者に。内訳がもし分かったら教えてください。

それから、修繕費はなかったのかということですね。

それから、燃料費なんかはどうですか。

それから、職員が出たんですけど、職員の超勤手当とかいろんなんあると思うんですけど、これは必要なかったんですか、追加はないんですか。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 除雪の委託料につきましては、今回、先ほども申し上げましたように業者の皆さんに大変お力をいただきましたので、一日も早くお支払いをということでさせていただきました。

簡単に申し上げますと、今回の除雪で松岡で1億1,960万余り、永平寺で6,000万余り、上志比で3,200万余り、合計で2億1,200万ほどの経費がかかっておりますが、当初予算で見ている部分もありますので、今回差引きしまして2億500万という金額になりました。

なお、修繕費等につきましては、今後、予算はもう既に計上してありますので、それを見込んで対応すると、一部保険の対象にもなるものもありますので、それらも踏まえて対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（奥野正司君） 齋藤議員。

○6番（齋藤則男君） 燃料費は要らなかったですか。機械の燃料費。これは業者持ちなんですか。町が所有している除雪機械の燃料費はどうなんですか。

○議長（奥野正司君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 行政の機械の燃料費なんですけど、これ委託費の中に含まれておりますので、行政はその都度、使用した燃料は自分で補給して自分で支払うといいますか、うちの委託料の中に燃料費は入っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

これより承認第2号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（奥野正司君） 起立全員です。

したがって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

～日程第5 議案第3号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第6 議案第4号 令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第7 議案第5号 令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

～日程第8 議案第6号 令和2年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第9 議案第7号 令和2年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について～

～日程第10 議案第8号 令和2年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第11 議案第9号 令和2年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第5、議案第3号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第11、議案第9号、令和2年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第3号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第9号、令和2年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第3号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算について申し上げます。

歳出では、松岡東幼稚園のリフレッシュ工事費の増額や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を各種の事業に振り分ける財源組替え、コロナ禍の中で新たに生じた事業費の増額や当初計画していた事業が実施できなかったことによる減額、財政調整基金の積立てなど、増額補正をお願いするものでございます。

歳入では、普通交付税の額の確定による増額、事業費の確定等による国・県支

出金の増額及び減額、すこやか子育て支援基金繰入金の増額、財政調整基金繰入金の減額補正をお願いするものでございます。

次に、議案第4号から第8号までの特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、国保事業の適正運営を図るため、財政調整基金積立金をお願いするものでございます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入歳出補正額はございませんが、財源組替えをお願いするものでございます。

介護保険特別会計補正予算につきましては、居宅介護サービス給付費において、サービスの利用量及び対象者の増による増額分等を、介護給付費準備基金積立金を計上するものでございます。

町立在宅訪問診療所特別会計補正予算につきましては、指定管理料及び消費税の不足に伴う一般会計繰入金等の増額分を計上するものでございます。

下水道事業特別会計補正予算につきましては、松岡地区の下水道処理量が当初計画を上回ったため、処理委託料の増額分を計上するものでございます。

次に、議案第9号の上水道事業会計について申し上げます。

上水道事業会計補正予算につきましては、一般会計からの補助金が収益的収入において重複して計上していたため減額修正し、また減価償却費についても当初見込みより増額して計上するものでございます。

以上、議案第3号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第9号、令和2年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第12 議案第10号 令和3年度永平寺町一般会計予算について～

～日程第13 議案第11号 令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について～

～日程第14 議案第12号 令和3年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について～

～日程第15 議案第13号 令和3年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

～日程第16 議案第14号 令和3年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について～

～日程第17 議案第15号 令和3年度永平寺町下水道事業特別会計予算につ

いて～

～日程第18 議案第16号 令和3年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について～

～日程第19 議案第17号 令和3年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について～

～日程第20 議案第18号 令和3年度永平寺町上水道事業会計予算について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第12、議案第10号、令和3年度永平寺町一般会計予算についてから日程第20、議案第18号、令和3年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの9件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第10号、令和3年度永平寺町一般会計予算についてから議案第18号、令和3年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第10号、令和3年度永平寺町一般会計予算について申し上げます。

一般会計当初予算では、第2次永平寺町総合振興計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた施策の推進と学校施設の改修及び道路改良などインフラの整備など19件の新規事業や13件の拡充事業、25件の大型継続事業に重点配分をしたところであり、一般会計の予算総額は84億6,075万3,000円となった次第であります。

歳入では、確実に収入が見込まれる町税、地方交付税、国庫支出金、県支出金等を計上するとともに、地方債の借入れと財政調整基金を取り崩して措置することとしております。

次に、議案第11号から第17号までの特別会計と議案第18号の上水道事業会計予算について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計では、歳出において療養給付費や高額療養費等を計上し、歳入において国民健康保険税及び国、県、町による公費負担等を計上し、国民健康保険事業の健全な運営を確保することとしております。

後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計及び町立在宅訪問診療所特別会計におきましても、それぞれの事業が円滑に執行できるよう適正な予算を編成した



ところであります。

下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計では、令和6年度から公営企業会計へ移行するため、公営企業法適用支援業務委託を実施してまいります。

土地開発事業特別会計については、昨年、宅地造成を行った小規模宅地の販売促進により定住促進を図ってまいります。

上水道事業会計では、引き続き有収率の向上に努めるとともに、東部配水区において新たに取水井の試掘調査を実施してまいります。

その結果、令和3年度特別会計の予算総額は49億9,059万3,000円、上水道事業の企業会計は収益的支出が3億781万6,000円、資本的支出が1億6,846万9,000円となった次第であります。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第21 議案第19号 永平寺緑の村四季の森文化館条例を廃止する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第21、議案第19号、永平寺緑の村四季の森文化館条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第19号、永平寺緑の村四季の森文化館条例を廃止する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺緑の村四季の森文化館の利用について、令和3年度から新たな活用を進めることとなり、施設目的などが変更となるため条例を廃止するものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第22 議案第20号 永平寺町四季の森複合施設条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第22、議案第20号、永平寺町四季の森複合施設条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第20号、永平寺町四季の

森複合施設条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町緑の村四季の森文化館につきまして、令和3年度からレンタルオフィス、コワーキングなど新たに複合的な活用を進めていくこととなりますので、必要な事項を定めるため条例の制定を行うものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第23 議案第21号 永平寺町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第23、議案第21号、永平寺町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第21号、永平寺町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例は、認可地縁団体代表者の印鑑の登録及びその証明に関して必要な事項を定めることを目的に条例を整備するものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第24 議案第22号 永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第24、議案第22号、永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第22号、永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、コロナ禍における横断的な連携強化、地域防災の充実、安心・安全のまちづくりの多様性に対応するため、総務課内の生活安全室に替わり防災安全課を新たに設置するものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第25 議案第23号 永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例及び永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第25、議案第23号、永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例及び永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第23号、永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例及び永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、新型コロナウイルス感染症から町民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事した場合、職員及び会計年度任用職員の防疫等作業手当について、特例を新たに規定するものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第26 議案第24号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第26、議案第24号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第24号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和3年度以降の税率について、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、永平寺町国民健康保険運営協議会からの答申を踏まえ、条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第27 議案第25号 永平寺町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第27、議案第25号、永平寺町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第25号、永平寺町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上高が減少した事業所に対し、基金を創設し、資金繰り支援として利子補給を行うことについて、この制度の対象融資に日本政策金融公庫が行うコロナ対策関連融資を加えるため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） では、暫時休憩します。

45分より再開します。

（午前11時34分 休憩）

---

（午前11時45分 再開）

○議長（奥野正司君） では、休憩前に引き続き再開します。

～日程第28 議案第26号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第28、議案第26号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第26号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

介護保険法に基づき、令和3年度から5年度までの各年度における65歳以上

の第1号被保険者の介護保険料率を定めるとともに、税制改正に伴う介護保険法施行令の改正を踏まえ、保険料率の算定に係る合計所得額を見直す必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第29 議案第27号 永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第29、議案第27号、永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第27号、永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

将来に向けて効率的かつ効果的な下水道事業の運営を図ることを目的として、松岡吉野地区において農業集落排水事業により整備した下水道を公共下水道へ統合することに伴い一部を改正するものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第30 議案第28号 永平寺町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第30、議案第28号、永平寺町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第28号、永平寺町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

吉野地区農業集落排水施設の公共下水道への統合に伴う受益者負担金及び受益者分担金について、条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第31 議案第29号 永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第31、議案第29号、永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第29号、永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

消防団の充実と大規模災害時の初動体制強化を図るため、消防団員の定数を改正するとともに、大規模災害時活動支援員を機能別団員に位置づけし、条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第32 議案第30号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第32、議案第30号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第30号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の一部改正に伴い、規制となる急速充電設備を拡大し、あわせて火災予防上必要な措置を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第33 議案第31号 永平寺町新町まちづくり計画（新町建設計画）の変更について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第33、議案第31号、永平寺町新町まちづくり計画（新町建設計画）の変更についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第31号、永平寺町新町まちづくり計画の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

法改正に伴い、合併特例事業債を活用できる期間が5年間延長できることになったことを受け、本町においても令和7年度まで合併特例事業債を活用することが有利と考え、新町まちづくり計画を変更いたしますので、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第34 議案第32号 勝山・永平寺衛生管理組合規約の一部改正について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第34、議案第32号、勝山・永平寺衛生管理組合規約の一部改正についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第32号、勝山・永平寺衛生管理組合規約の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

勝山市が整備を進めている下水道終末処理場において、勝山市と永平寺町のし尿処理を共同処理する施設の整備に係る経費を、勝山市、永平寺町それぞれが勝山・永平寺町それぞれが勝山・永平寺沿線管理組合を通して負担することから、その負担割合を定める必要があるため、組合規約の一部改正をお願いするものでございます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第35 議案第33号 損害賠償の額を定めることについて～

～日程第36 議案第34号 損害賠償の額を定めることについて～

～日程第37 議案第35号 損害賠償の額を定めることについて～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第35、議案第33号、損害賠償の額を定めることについてから日程第37、議案第35号、損害賠償の額を定めることについての3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第33号、損害賠償の額を定めることについてから議案第35号、損害賠償の額を定めることについてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

議案第33号は公共施設敷地内における物損事故について、議案第34号は町が管理する道路における物損事故について、議案第35号は町施設の維持管理における物損事故について、それぞれに損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第38 議案第36号 永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について～

～日程第39 議案第37号 永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について～

～日程第40 議案第38号 永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第38、議案第36号、永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてから日程第40、議案第38号、永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてまでの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第36号、永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてから議案第38号、永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、地方税法第423条第3項の規定に基づき、固定資産の評価に関する不服申出を公平な立場から審査するために、議会の同意を得て選任するもので、任期は3年でございます。

現任する固定資産評価審査委員会委員3名が、令和3年3月31日をもって任期満了となるため、新たに3名の選任同意をお願いするものであります。



初めに、議案第36号について申し上げます。

布目一夫氏は、平成27年4月から現在まで2期6年間委員を努めており、旧松岡町役場では税務課長を経験され、税務行政に精通されておられることから再度選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、議案第37号について申し上げます。

渡辺敬一氏は、福井市役所で税務の経験があり、税務行政に精通されており、人格、見識ともに優れ、委員として適任であることから新たに専任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、議案第38号について申し上げます。

南部哲氏は、平成27年4月から現在まで2期6年間委員を努めており、人格、見識ともに優れ、固定資産に精通されておられることから再度選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 議案第36号から議案第38号までの3件について、質疑を1件ごとに行います。

議案第36号について、これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

採決します。

議案第36号、永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第37号について、これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

採決します。

議案第37号、永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件  
を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第38号について、これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

採決します。

議案第38号、永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件  
を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（奥野正司君） 暫時休憩します。

（午前11時59分 休憩）

---

（午後 0時00分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第41 議案第39号 永平寺町教育長の任命同意について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第41、議案第39号、永平寺町教育長の任命同  
意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第39号 永平寺町教育長の任命同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町教育長に室秀典氏の任命同意をお願いするもので、法律の規定に基づき議会の同意を賜りたくご提案した次第でございます。

室氏は、平成30年3月から当町の教育長に就任いただいております、人格が高潔で、教育行政に関し強い情熱と卓越した識見を有しており、引き続き手腕を発揮していただけるものと期待しております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

金元議員。

○4番（金元直栄君） 教育長の任命同意の件についてですけれども、教育長の任命同意、制度が変わって、町長が任命すると。それに議会が同意するかどうかという事になって二度目ですよ。

町長は、そういう新しい制度になって教育大綱も町長が決めていく。そういう中での教育長の役割というのはある意味大きいものがあると思うんですが、特に室教育長については、これまでいろいろ私たちもお付き合いさせていただきました。町長はどうしてもと言われるその一言をやっぱり、町長の任命権者としてのどうしてもというその熱意を一回聞きたいですね。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 室教育長の仕事の内容は、この3年間、議会の皆様もよく分かかっておられると思います。

この中で、やはり学校の教育行政について、本当に細かく一人一人の子供たちが快適に生活できるか、また今度はそのミクロの視点と併せてマクロの視点でこれから永平寺町の教育をどうしていけばいいか、そういったのを常にいろいろな視点で柔軟に熱く対応していただいております。

それとあわせて、社会教育の面につきましても、いろいろな方々を巻き込んでといいますか、住民の方等に積極的に参画をしてもらえる、そういった体制もつくっていただいております。

今、ご存じのとおり、教育長、学校の在り方、適正配置の諮問をしている中で、

引き続き今までの流れをしっかりと次につなげていただくために、次の3年間も教育行政の要として頑張っていたいただきたいという思いがございます。

教育大綱につきましては、何度も申し上げますとおりに、しっかりと私たち行政は教育に口を出すのではなしに、より快適な教育ができるように教育委員会と連携を取りながらサポートしていく、しっかりと教育委員会を尊重して、また現場を尊重しながら対応していく、こういった対応をしていくためにも室教育長は適任だと思っておりますので、同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

採決します。

議案第39号、永平寺町教育長の任命同意についての件を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（奥野正司君） 暫時休憩します。

（午後 0時05分 休憩）

---

（午後 0時06分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第42 議案第40号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第42、議案第40号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第40号、永平寺町教育委員会委員の任命同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

教育委員会委員4名のうち、大坂蘭子氏が3月28日をもって任期満了を迎えます。

大坂氏は、平成30年3月29日に教育委員会委員に任命され、現在1期目でございますが、人格が高潔で、教育行政に精通されており、また委員としての高い意欲もお持ちであることから、引き続き委員に任命いたしたく、法律の規定により議会の同意を求めるものでございます。

大坂氏の略歴につきましては、次ページのとおりでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

採決します。

議案第40号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についての件を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決定しました。

～日程第43 諮問第1号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

～日程第44 諮問第2号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第43、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第44、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についてまでの2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についてから諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町人権擁護委員2名が、本年6月30日をもって任期満了となるため、その後任者を候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第

3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

初めに、諮問第1号について申し上げます。

推薦する者の氏名は、白崎喜久子氏です。白崎氏は、長きにわたり保育士としてご活躍され、人権擁護に理解があり、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、委員として適任であると考えますので推薦するものでございます。

次に、諮問第2号について申し上げます。

推薦する者の氏名は、中村洋子氏です。中村氏は、長きにわたり教員としてご活躍され、また民生委員・児童委員としての経験から、人権擁護に理解があり、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、委員として適任であると考えますので推薦するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより諮問第1号から諮問第2号までの2件について、質疑を1件ごとに行います。

これより諮問第1号について質疑を許可します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

本件は、白崎喜久子君を適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、白崎喜久子君を適任とすることに決定しました。

次に、諮問第2号について質疑を許可します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

本件は、中村洋子君を適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、中村洋子君を適任とすることに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 0時11分 休憩)

---

(午後 0時16分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

永平寺町人権擁護委員候補者の推薦については、お手元に配付しました意見書のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号及び諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての2件については、お手元に配付しました意見書のとおり答申することに決定しました。

～日程第45 議員派遣の件～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第45、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思います。なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については、議長に一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 0時17分 休憩)

---

(午後 0時17分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日3月2日から3月8日までを休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） よって、明日3月2日から3月8日までを休会とします。

3月9日は午前9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしく  
お願いします。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午後 0時18分 散会）